石井土地区画整理だより

令和7年8月　第34号

【１号調整池】

■ご挨拶

©坂戸市 2016

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、石井土地区画整理事業にご理解・ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

事業完了に向け、今後も関係機関と協議調整を図りながら事業の推進に努めてまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

■事業の進捗状況（令和６年度末時点）

項　目	実施済累計	進捗率(%)
仮換地指定	４９.５ｈａ	１００.０
街路築造工事	１８，１８２.９ｍ	９８.３
建物移転	５８２棟	９８.６
保留地処分	３８，４９３㎡	８３.１

■区画整理課での手続き

区画整理地内で下記の行為を行う場合は、区画整理課で手続きをお願いいたします。

- 土地の分筆
- 建物の建築
- 境界ブロック等の設置
- 土地や建物の売買
- 相続等による名義変更

※所有する土地、建物につきましては、適正な管理をお願いいたします。

※詳細につきましては、坂戸市ホームページ、若しくは、裏面の問合せ先でご確認ください。

坂戸市ホームページ
「区画整理事業への許可・証明・届出」

■令和７年度予算

令和７年度石井土地区画整理事業特別会計の当初予算総額は、３億５，１１１万円です。

国、県及び市の財政状況は依然厳しい状況にありますが、効率的な事業の推進を図ります。

■審議会委員選挙について

令和７年１０月２７日の任期満了に伴い５年に一度の審議会委員選挙が１０月１９日（日）に予定されています。 今後、同封した「坂戸都市計画事業石井土地区画整理審議会委員の選挙日程について（お知らせ）」のとおり、選挙に関係する手続きを実施させていただきますので、ご承知おきください。

©坂戸市 2016

■令和７年度工事施工予定箇所

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

凡　　　例	
（灰色）	施工済箇所
（赤色）	工事施工予定箇所
（緑色）	公園（予定地を含む）
（青色）	調整池

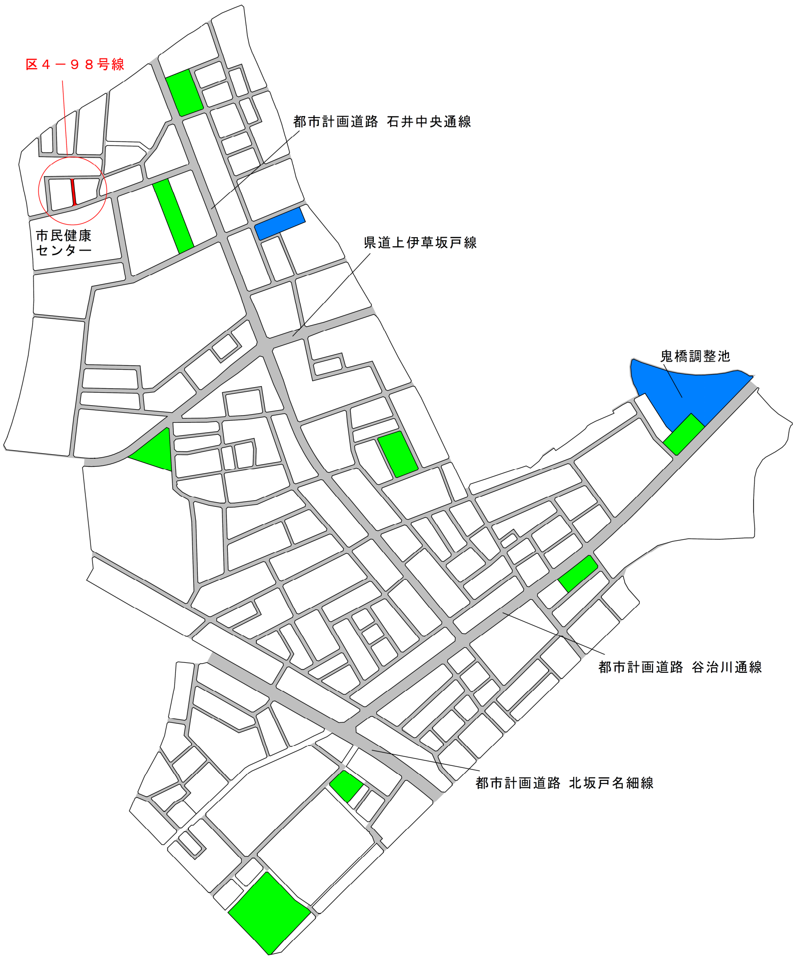

■事業計画の変更について

令和７年７月１８日付で事業計画の変更を告示しました。変更後の計画では、令和１６年ごろに換地処分を予定しています。

変更の主な理由は、国の補助金の交付を受けて事業を施行することができる期間を延長することです。

また、併せて事業費及び事業期間を圧縮するために換地設計を見直しました。

■清算金について

○清算金とは？

従前の土地と換地の間に生じる評価上の不均衡を是正するために徴収（清算金を支払う）、交付（清算金を受け取る）される金銭のことです。換地の状況により一概には言えませんが、減歩が多いと交付となり、減歩が少ないと徴収になります。

○いつ支払うの？（受け取れるの？）

石井土地区画整理事業すべての工事が完了し、換地処分の公告により換地の権利、清算金の額が確定し、清算金の徴収、交付を開始します。現在の事業計画ですと、令和１６年ごろを予定しております。

○金額はどのくらい？

従前地と換地の評価の差を指数により算出します。これに指数１個当たりの単価を定めて金額に換算しますが、単価を決定するのは石井地区のすべての工事終了時点（換地処分の１年程度前）となります。

○支払方法は？

一括で支払う方法と、清算金の金額により最大５年以内の分割で支払う方法があります。

※詳しくは、区画整理課窓口へお越しいただき、ご確認ください。個人情報のため、電話での説明は出来かねます。

■お知らせ

組織改正により、区画整理事務所は令和５年４月１日から坂戸市役所本庁舎２階に移転し、名称を区画整理課に変更しました。

ご連絡は右記の問合せ先へお願いします。

■問合せ

坂戸市役所区画整理課
〒350-0292　坂戸市千代田１－１－１
電　話　049-283-1331（内線505）
ＦＡＸ　049-283-1685